令和５年度　公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.11.6	R6.1.5	ソーシャル・エンジェル・ファンド企画提案書ほか10件	92	1															戦略推進部戦略事業推進課
2	R5.11.6	R6.1.5	運営委員会資料ほか7件	86		1					1	1							（7条2号） 個人情報に該当し、特定の個人を識別することができるため等 （7条3号） 民間事業者による社会的養護下にある若者への支援に関する連携先の情報であり、事業上のノウハウであることから、これらを公開することによって当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあり、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため等	戦略推進部戦略事業推進課